

9. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

本市固有の景観を形成している景観資源や、地域の日印となって市民から親しまれている景観資源など、良好な景観づくりを進める上で重要となる景観資源を維持・保全するため、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」を指定します。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

本市の歴史文化、暮らしなどが感じられる建造物で、道路、その他公共空間から容易に視認することができるもののうち、次の示す事項に該当する景観形成上重要な建造物を景観重要建造物として指定することができるものとします。

【指定の方針】

- ① 「富岡景観百選」などに選定された建造物
- ② 「富岡景観百選」などに選定されたもの以外の建造物で、次の要件に該当するもの
 - ・ 絹産業遺産として本市発展の歴史・文化を表す建造物
 - ・ 市または地域の象徴や目印となって、多くの市民や地域住民に親しまれている建造物
 - ・ 気候風土に根ざした特徴的な形態意匠を有する建造物

(2) 景観重要樹木の指定の方針

樹高があり樹幹が太く、枝ぶりが良好なものなど、地域の象徴となっている優れた樹木で、道路、その他公共空間から容易に視認することができるもののうち、次の示す事項に該当する景観形成上重要な樹木を景観重要樹木として指定することができるものとします。

【指定の方針】

- ① 「富岡景観百選」などに選定された樹木
- ② 「富岡景観百選」などに選定されたもの以外の樹木で、次の要件に該当するもの
 - ・ 市または地域の象徴や目印となって、多くの市民や地域住民に親しまれている樹木
 - ・ 外観(樹高や樹形など)に特徴があり、良好な景観づくりに寄与する樹木
 - ・ 気候風土に根ざした特徴的な外観を有する樹木
 - ・ 地域に古くから立っている樹木で、放置すればその維持や保全が困難なものとなる樹木

(3) 指定に係る手続き

指定にあたっては、「候補リスト」を作成し、これに記載された景観を対象に、市長が指定することとします。

また、所有者からの要請、その他市民などからの推薦を受けて、指定することができるものとします。

指定に係る手続き・手順は次のとおりです。

